

高校授業料無償化の継続を求める意見書

高校授業料の無償化は、「派遣切り」などの雇用破壊や国内外の未曾有の経済危機のもとで、「学費が払えなくなった」「親の失業で、退学せざるを得なくなった」などの深刻な事態が広がるなか、経済的な理由で高校から排除される生徒を出さないことを目的に、2010年4月からスタートした制度である。この制度によって、公立高校では授業料を徴収せず、私立高校に通う生徒の家庭には年額11万8,800円（低所得者は割増し）の就学支援金を支給し、学校が同支援金を代理受領することで授業料がその分軽減されるようになった。その結果経済的な理由での高校中退者は2009年度の1647人から2011年度は945人に減少している。

各家庭の教育にかかる負担を軽減するこの制度は、「日本もようやく欧米並みに教育の無償化に一步を踏み出した」と、どの家庭からも歓迎されているものである。高校教育は進学率から見ても、もはや義務教育に等しい制度として定着している。

ところが政府は制度スタートからわずか3年で、2015年度から所得制限の見直しを行い、給付対象を世帯年収900万円以下にすると実務者協議で大筋合意している。このことが実施されると約22%の生徒が無償化の対象外になってしまう。

制度見直しが行われた場合、様々な問題が生じる。授業料無償化実施のための財源として、所得税・住民税の特定扶養控除の16歳以上、18歳以下の子どもを対象とした上乗せ部分の廃止が行われたが、その部分がそのまま保護者の負担増として残る。また所得制限によって、対象となる生徒、ならない生徒との間に保護者の年収による経済格差が持ち込まれる。

日本政府は昨年9月11日、高校・大学の段階的無償化を定めた国連の「国際人権規約（A規約「社会権的基本権」）13条の2項（b）（c）」の適用留保を撤回している。このことに照らしても高校授業料無償化の見直しは行うべきではない。

よって、町田市議会は、政府に対し、高校授業料無償化制度の見直しを中止し、現行制度継続を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。